

神奈川県高等学校文化連盟放送・情報専門部 専門部会規定

神奈川県高等学校文化連盟規約第5条により、専門部規定を次のとおり定める。

第1条 専門部会は、神奈川県高等学校文化連盟放送・情報専門部会と称する。

第2条 専門部会は、神奈川県高等学校文化連盟に加盟している学校における校内放送・映像に関するクラブ及び生徒会専門委員会をもって組織する。

第3条 専門部会は、次の事業を行うものとする。

- (1) 神奈川県高等学校総合文化祭放送部門（11月）
- (2) 全国高等学校総合文化祭への事務手続き
- (3) その他

第4条 専門部会には、次の役員を置く。

専門部会長1名、専門部副部会長2名、理事1名、事務局長1名、会計監査2名、会計2名、編集委員1名、神奈川県高等学校総合文化祭実行委員（以下「実行委員」という）1名、幹事10名以内

第5条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 専門部会長は、高視研会長が兼任し、県高文連の会長が委嘱する。
- (2) 専門部副部会長は、高視研副会長が兼任する。
事務局長・理事・会計監査・会計・編集委員・実行委員・幹事は、高視研校内放送委員会の役員等が互選で兼任する。それぞれの役職について専門部会長が委嘱する。

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 専門部会長は、専門部会を代表し、会務を処理する。
- (2) 専門部副部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、県高文連の理事会の会務を処理する。
- (4) 専門部事務局長は、専門部会の庶務を統括し、神奈川県高等学校文化連盟の事務局長会議の会務を処理する。
- (5) 会計監査は、専門部会の会計を監査する。
- (6) 会計は、専門部会の会計事務を行う。
- (7) 編集委員は、県高文連会報誌等の編集を行う。
- (8) 幹事は、専門部会の企画・運営・庶務を行う。
- (9) 実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭の役務を行う。

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 専門部会の経費は、県高文連からの専門部会への予算及びその他の収入をもってあてる。

第9条 専門部会の事務局は、原則として専門部事務局長の勤務校に置く。

第10条 専門部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 本規定の改正は、高視研校内放送委員会の顧問総会で議決し決定する。

第12条 本規定に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は別に定めることができる。

付則1 本規定は、平成10年4月18日より施行する。